

第122号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 債権の内容 | 児童扶養手当返還金及び児童育成手当返還金 |
| 2 債務者 | 足立区弘道在住者 |
| 3 放棄する債権の額 | 3,975,000円 |
| 4 放棄の理由 | 債務者は、生活保護の収入のみで著しい生活困窮状態にあり、法的措置を講じる財産の所有がない。また、要介護5の認定を受け、今後就労収入を得ることが難しく、債権を回収する見込みがないため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。